

# ○國學院大學北海道短期大学部学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本学は、國學院大學設立の精神に則り、人格を陶冶し必要な専門教育を施し、有用な人材を育成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本学は、國學院大學北海道短期大学部と称する。

### (所在地)

第3条 本学の所在地は、北海道滝川市文京町3丁目1番1号とする。

## 第2章 教職員組織、教授会及び学科長会議

### (教職員)

第4条 本学に学長、学科長、教授、准教授、助教、講師、事務局長及びその他の職員を置く。

### (学長)

第5条 学長は、本学を統率しこれを代表するとともに、校務をつかさどる。

2 学長の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

学長が欠けたとき、又は事故あるときは、その職務の代行、又は代理を置く。代行及び代理に関する規程は別に定める。

### (副学長)

第5条の2 学長を補佐するため、本学に副学長を置くことができる。

2 副学長は、教授の中から学長が委嘱する。

3 副学長の任期は学長の在任期間とする。

### (学科長)

第6条 本学の各学科に学科長を置く。

2 学科長は、その学科に所属する教授又は准教授の中から学長が委嘱する。

3 学科長は学長を補佐し、その学科を主管する。

4 学科長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (教授、准教授、助教及び講師)

第7条 教授、准教授及び助教を専任(特別専任を含む。以下、同じ。)とし、講師は兼任とする。

2 教授、准教授、助教及び講師は、学術を研究し、学生の徳性の涵養に努める。

3 教授、准教授、助教及び講師の委嘱・解職は、教授会の議を経て学長が行う。

4 本学に客員教授を置くことができる。客員教授任用等については別に定める。

### (委員会)

第7条の2 本学に次の委員会を置く。

(1) 学則委員会

(2) 入試委員会

(3) 教務委員会

(4) 学生支援委員会

(5) 図書・紀要委員会

(6) 教員資格審査委員会

(7) FD委員会

(8) 国際交流委員会

(9) 広報委員会

(10) その他教授会が必要と認めた委員会

2 委員会の委員長は学長が指名し、教授会の議を経て学長が委嘱する。

3 委員長の任期は別に定める場合を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員の任期は別に定める場合を除き、1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会に関する規程は、本学則に定めるものほか、別に定める。

6 第1項に定める委員会の長をもって、委員長連絡会議を組織する。委員長連絡会議に関する規程は別に定める。

### (名誉教授の称号)

第7条の3 本学の教授として多年にわたり教育に従事し、教育上又は学術上特に功績のあった者に名誉教授の称号を贈ることができる。

2 名誉教授の称号授与については別に定める。

### (事務局長)

第8条 事務局長は、学長を補佐し事務を掌理する。

2 事務局に関する規程は別に定める。

(教授会)

第9条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、教授、准教授、助教及び事務局長をもって構成する。

(教授会の審議事項)

第10条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学科及び課程に関する事項
- (2) 入学、成績査定、学籍の異動及び卒業等に関する事項
- (3) 学則及び教学に関する諸規程の制定・改廃に関する事項
- (4) 教員の進退に関する事項
- (5) 学生の訓育、表彰及び懲戒に関する事項
- (6) その他学事に関する重要な事項

(教授会の運営)

第11条 教授会は、学長がこれを召集し議長となる。

2 教授会の運営に関して本学則に規定のない事項は、別に定める。

(学科長会議)

第11条の2 本学に学科長会議を置く。

2 学科長会議の運営に関しては別に定める。

第3章 学科、入学定員、授業科目、単位及び履修の方法

(学科及び入学定員)

第12条 本学に国文学科、総合教養学科及び幼児・児童教育学科を置く。

2 国文学科、総合教養学科及び幼児・児童教育学科の入学定員は次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
国文学科	85人	170人
総合教養学科	85人	170人
幼児・児童教育学科	55人	110人

(教育研究上の目的)

第12条の2 国文学科は、古代から現代にいたる我が国の文学、言語、伝承・伝統文化及び歴史を、体系的に学習・研究することによって、社会や物事の本質をとらえ、創造的に思考し、我が国のみならず国際社会及び現代社会に広く貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 総合教養学科は、英語教育を基礎に、哲学、法律学、経済学などを広くかつ専門的に学び、多元的な価値観と多角的な視野を備え、多様化する国際社会及び現代社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

3 幼児・児童教育学科は、豊かな感性を培い、人間性を陶冶し、我が国のみならず広く世界の文化や伝統を多角的に学び、初等教育における実践的指導力を備え、地域福祉にも積極的に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(授業科目及び授業の方法)

第13条 本学に開設する授業科目は、教養科目、専門科目及び教職、保育士、図書館司書、ビジネス実務士、情報処理士、レクリエーション・インストラクター、准学校心理士に関する資格取得科目とする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(修業年限)

第14条 各学科の修業年限は2年以上とする。ただし、在学期間は4年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、長期履修学生について必要な事項は別に定める。

(単位の計算方法)

第15条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業科目による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準によって計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の学修をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の学修をもって1単位とする。ただし、本学が別に指定する科目については、15時間の学修をもって1単位とする。

(3) 実験・実習・実技については、45時間の実験・実習・実技をもって1単位とする。

(4) 本学が別に指定する、研究・製作等の伴う授業科目については、これらの学修の成果を評価し、そ

の授業科目所定の単位を与えることができる。

(卒業単位及び履修の方法)

第16条 卒業に要する単位数は、次のとおりとする。

(1) 国文学科、総合教養学科及び幼児・児童教育学科の卒業に要する単位数は64単位以上とし、履修の基準は次の各号のとおりとする。

(2) 国文学科は、教養科目において16単位以上、専門科目において44単位以上を修得するものとし、これに自由選択科目4単位以内を加え、合計64単位以上修得しなければならない。

(3) 総合教養学科は、教養科目において16単位以上、専門科目において44単位以上を修得するものとし、これに自由選択科目4単位以内を加え、合計64単位以上修得しなければならない。

(4) 幼児・児童教育学科は、教養科目において12単位以上、専門科目において50単位以上を修得するものとし、これに自由選択科目2単位以内を加え、合計64単位以上修得しなければならない。

2 本学において、開設する各授業科目及び単位数は別表のとおりとする。

3 この学則に定めるもののほか履修の方法については、履修要項の定めるところによる。

(教育職員免許状取得及び種類)

第17条 教育職員免許状を得ようとする者は、本学則に規定する卒業の要件をみたし、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目並びに単位を修得しなければならない。

2 本学の各学科において取得できる免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学科	免許状の種類	免許教科
国文学科	中学校教諭2種免許状	国語
総合教養学科	中学校教諭2種免許状	英語
幼児・児童教育学科	幼稚園教諭2種免許状	
	小学校教諭2種免許状	

(保育士)

第18条 幼児・児童教育学科において、保育士の資格を得ようとする者は、本学則に規定する卒業の要件をみたし、かつ児童福祉法施行規則に定める科目並びに単位を修得しなければならない。

(図書館司書)

第19条 図書館司書の資格を得ようとする者は、本学則に規定する卒業要件をみたし、かつ第16条別表3資格取得科目(2)に定める科目並びに単位を修得しなければならない。

第20条 削除

第21条 削除

(ビジネス実務士)

第21条の2 ビジネス実務士の資格を得ようとする者は、本学則に規定する卒業要件をみたし、かつ第16条別表3資格取得科目(5)に定める科目並びに単位を修得しなければならない。

(情報処理士)

第21条の3 情報処理士の資格を得ようとする者は、本学則に規定する卒業要件をみたし、かつ第16条別表3資格取得科目(6)に定める科目並びに単位を修得しなければならない。

(レクリエーション・インストラクター)

第21条の4 レクリエーション・インストラクターの資格を得ようとする者は、本学則に規定する卒業要件をみたし、かつ第16条別表3資格取得科目(7)に定める科目並びに単位を修得しなければならない。

(准学校心理士)

第21条の5 准学校心理士の資格を得ようとする者は、本学則に規定する卒業要件をみたし、かつ第16条別表3資格取得科目(8)に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(履修科目の届出)

第22条 学生は、履修しようとする授業科目を毎年度所定の期間内に届け出なければならない。

(学業成績の考查)

第23条 学業成績は、試験により定める。試験は、筆記、口述、レポート、実技、作品、発表、平常点その他の適切な考查方法による。

(追試験及び再試験)

第24条 やむを得ない事情で前条の成績考查を受けられなかった者について、追試験を行うことができる。

2 前条の成績考查で不合格となった授業科目について、再試験を行うことができる。

(学業成績の評点)

第25条 学業成績の評点は、S、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。

- 2 試験に合格した授業科目については、その授業科目所定の単位数を与える。
  - 3 学修指導等に際し、第1項の評価から算出する平均値(以下「GPA」という。)を利用することがある。
  - 4 GPAの算出方法に関する内規は、別に定める。
- (試験の受験資格)
- 第26条 各授業科目について、出席を要する日数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の試験を受ける資格を有しない。
- (卒業証書の授与)
- 第27条 本学に2カ年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は卒業とし、卒業証書を授与する。
- 2 本学を卒業した者にはその履修した課程に従い、別に定めるところにより短期大学士の学位を授与する。
- 第4章 学年・学期及び休業日
- (学年)
- 第28条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- (学期)
- 第29条 学年を前期及び後期に分ける。
- 前期 自4月1日 至9月30日
- 後期 自10月1日 至翌年3月31日
- (休業日)
- 第30条 休業日を次のとおりとする。
- (1) 日曜日・国民の祝日(国民の祝日が日曜日に当たる時はその翌日)
  - (2) 法人創立記念日(11月4日)
  - (3) 國學院大學神殿鎮座記念日(5月1日)
  - (4) 開校記念日(5月4日)
  - (5) 春季休業日(自3月25日 至4月10日)
  - (6) 夏季休業日(自7月16日 至8月31日)
  - (7) 冬季休業日(自12月20日 至1月14日)
- 2 前項に定めるもののほか、学長は教授会の議を経て休業日を定め、又は臨時に変更することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
- (入学の時期)
- 第31条 入学の時期は毎学年の始めとする。
- (入学志願資格)
- 第32条 本学に入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 高等学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
  - (3) 通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (5) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
  - (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (入学志願手続)
- 第33条 入学志願者は、入学志願に要する所定の手続きをとらなければならない。
- (入学試験)
- 第34条 入学志願者には入学試験を行う。ただし、一定の学力があると本学が認めた者には入学試験を免除することがある。
- (転科)
- 第35条 転科希望者は、所定の手続きをとらなければならない。
- (転学)
- 第36条 他大学から本学へ、又は本学から他大学へ転学しようとする者は、所定の手続きをとらなければならない。
- (入学・転科及び転学手続)
- 第37条 入学・転科及び他大学から本学に転学の許可を得た者は、保証人を立て次の書類を提出し、所定の学費を納めなければならない。

誓約書、履歴書、卒業(修了)証明書、転学の場合は別に単位成績証明書  
(保証人)

第38条 保証人は、その学生に関する一切の責任を負わなければならない。

2 保証人が姓名を改めたとき、又は転居したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

3 死亡その他の事由により保証人に変更があったときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

(退学)

第39条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ、退学願を提出しなければならない。

(再入学)

第40条 退学した者が、退学のときから2年以内に保証人連署をもって再入学を願い出た場合には、選考のうえ、再入学を許可することがある。

(休学)

第41条 病気又はやむを得ない事由により、欠席が長期にわたるときは、保証人連署のうえ、休学を願い出ることができる。

2 前項の事由が消滅したときには、直ちに就学願を提出しなければならない。

3 休学の期間は、1カ年以内とする。ただし、やむを得ない場合はさらにこの期間を1カ年に限り延長することができる。

4 休学の期間は、引続き又は合算して2年を超えることができない。

5 休学の期間は、卒業に要する在学期間に算入しない。

6 校医が、健康上就学不適当と認めた者には、休学を命ずることがある。

## 第5章 学費

(学費)

第42条 本学の学費は、別表のとおりとする。

(学費納入の時期)

第43条 学費は、学年の始めに納入しなければならない。ただし、前期及び後期授業開始時の2期に分納することができる。

(学費等の取扱い)

第44条 既納の学費等は、一切返還しない。

2 授業料は、休学中においても納めなければならない。ただし、事情によってこれを減免することができる。

3 在学中に、授業料その他について変更のあった場合には、新たに定められた金額を納入しなければならない。

(実験・実習費等)

第45条 実験・実習等に必要な費用は、別にこれを徴収する。

## 第6章 科目等履修生・研究生及び特別聴講生

(科目等履修生)

第46条 本学の開設する授業科目の履修を希望する者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生が履修した授業科目について、単位の修得を希望するときは、学則第23条・第24条・第25条及び第26条の規定に準拠し、その授業科目所定の単位を授与することができる。

3 科目等履修生に関して、本学則に規定のない事項は、別に定める。

第47条 削除

第48条 削除

第49条 削除

(研究生)

第50条 本学教員の指導を受け、本学所定の学科に関連した研究を志望する者があるときは、選考のうえ、研究生となることを許可することができる。

2 研究生に関して、本学則に規定のない事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第50条の2 本学が開設する授業科目の履修を希望する高等学校在校生を選考のうえ、特別聴講生として履修を許可することができる。

2 特別聴講生が履修した授業科目について、単位の取得を希望するときは、学則第23条・第24条・第25条の規定に準拠しその授業科目所定の単位を授与することができる。

## 第7章 図書館及び研究施設

(図書館)

第51条 本学に図書館を置く。

2 図書館は、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、教職員、学生の閲覧に供する。

3 図書館の運営及び職員に関する規定は別に定める。

(研究施設)

第52条 本学に研究室及びその他必要な研究施設を置く。

第8章 表彰・懲戒及び除籍

(表彰)

第53条 人物並びに学業成績優秀な者、又は範となすべき行為をした者は表彰する。

(懲戒)

第54条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対しては懲戒を行う。

2 懲戒は訓告・謹慎・停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 本学の秩序を乱したり、その他学生としての本分に反した者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
- (4) 正当な理由がなく出席常でない者

(除籍)

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍する。

- (1) 休学期間を除き在学4年を超える者
- (2) 休学期間が、引続き又は合算して2年を超える者
- (3) 学費及びその他の納付金を所定の期間中に納入しない者

第9章 公開講座

(公開講座)

第56条 本学は、地域文化の向上発展と社会人教育のため、公開講座を開催することがある。

2 公開講座については別に定める。

第10章 自己点検・評価

(自己点検・評価)

第57条 本学における教育水準の向上と教学の充実発展をはかるため、常設の組織を設置し、自己点検・評価を推進する。

2 自己点検・評価については、別に定める規程による。

第11章 外国人留学生

(外国人留学生)

第58条 本学と協定を締結した外国の大学から推薦され、本学の開講する科目について履修を希望する者に対しては、所定の手続を経て、留学生として入学を許可することができる。

第12章 高大連携教育

(高大連携教育)

第59条 本学は高大連携教育について、その目的・趣旨に関する相互理解と調整がはかられた高等学校と連携し、当該高等学校の在校生に対して、その人格・教育水準の向上に資するため、積極的にこれを推進するものとする。

2 大学が推進する高大連携教育のなかで行う教育活動は、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該高等学校の教育課程に基づいて行う教育活動
- (2) 当該高等学校の依頼に基づき行われる教育活動
- (3) 本学の教育課程に開設されている授業科目に、高等学校の生徒を受け入れて行う教育活動
- (4) その他高大連携教育の推進に必要な教育活動

3 本学が推進する教育活動の中で、当該高等学校並びに本学教育課程に基づいて履修した本学開設授業科目について、本学学則第23条・第24条・第25条の規定に準拠し、その授業科目の単位を授与することができるものとする。

4 高大連携教育の推進に関して、本学則に定めのない事項は、教授会の議を経て決定するものとする。

第13章 奨学金

(奨学金)

第60条 本学に奨学金制度を設ける。

2 前項の制度の運営については別に定める。

第14章 改正

(学則改正)

第61条 この学則の改正は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和61年12月11日から施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成5年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成7年4月1日から施行する。

2 平成6年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成7年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成8年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成9年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成10年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成11年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成12年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成13年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成16年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成18年3月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成19年4月1日において現に助教授である者は、准教授とする。

(学校教育法第58条改正に伴う経過措置)

3 第7条第1項の規定にかかわらず、当面、専任の講師を置くことができる。改正後の学則及び学則関連規程等の適用については、当該専任の講師を助教とみなす。

附 則

1 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前に入学した者の単位履修、教員免許状の種類・免許教科、学校図書館司書教諭、秘書士及びビジネス実務士の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成24年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成25年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学した者の単位履修、学校図書館司書教諭の単位履修及び学費については、なお従

前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第21条の5は、令和元年度に入学した者にも適用することができる。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した者の単位履修及び学費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

別表(第16条関係)

別表(第16条関係)

1. 教養科目(各学科共通)

必修科目

必修科目	
授業科目	単位数
国学Ⅰ	2
コンピュータと情報	2
計	4

選択必修科目	
授業科目	単位数
英語Ⅰ	2
英語Ⅱ	2
英語応用Ⅰ	2
英語応用Ⅱ	2
英語展開Ⅰ	2
英語展開Ⅱ	2
英会話Ⅰ	2
英会話Ⅱ	2
フランス語Ⅰ	2
フランス語Ⅱ	2
フランス語Ⅲ	2
フランス語Ⅳ	2
フランス語応用Ⅰ	2
フランス語応用Ⅱ	2
フランス語展開Ⅰ	2
フランス語展開Ⅱ	2
中国語Ⅰ	2
中国語Ⅱ	2
中国語Ⅲ	2
中国語Ⅳ	2
中国語応用Ⅰ	2
中国語応用Ⅱ	2
中国語展開Ⅰ	2
中国語展開Ⅱ	2
計	48

選択科目	
授業科目	単位数
インターナンシップ	2
日本語の基礎	2
国学Ⅱ	2
北海道と地域文化	2
アイヌ語	2
哲学(知と人間)	2
倫理学(現代の倫理学的諸問題)	2

法学(日本国憲法)	2
現代と法	2
社会学	2
経済学	2
会社経営の基礎	2
会計学	2
科学の歴史	2
自然界のしくみ	2
情報処理論Ⅰ	2
健康科学	2
スポーツ演習A	1
スポーツ演習B	1
野外体験	1
美学・美術の歴史	2
人間開発と人間の発達	2
人とからだのしくみ	2
日本の伝統と文化	2
人間と運動	2
職業論	2
職場の人間関係	2
企業論	2
職業研究A	2
職業研究B	2
職業研究C	2
オフィス実務	1
キャリア演習A	1
キャリア演習B	1
日本事情	2
日本語ⅠA	2
日本語ⅠB	2
日本語ⅡA	2
日本語ⅡB	2
留学・海外研修等による単位認定科目	2
教育と福祉の基礎	2
情報基礎	2
情報デザインA	2
情報デザインB	2
サービスラーニング(ボランティア)	2
文章表現	2
ディスカバリー北海道	2
情報処理論Ⅱ	2
まちづくりと観光	2
論理学	2
現代社会事象	2
民法A(教養)	2
民法B(教養)	2
経済入門	2
簿記	2

計	104
---	-----

2. 専門科目

(1) 国文学科

必修科目	
授業科目	単位数
国文基礎演習	2
卒業論文Ⅰ	2
卒業論文Ⅱ	2
卒業論文Ⅲ	2
国文総論	2
計	10

選択必修科目	
授業科目	単位数
日本文学概説Ⅰ	2
日本文学概説Ⅱ	2
近代文学概説A	2
近代文学概説B	2
伝承文学概説Ⅰ	2
伝承文学概説Ⅱ	2
漢文学概説Ⅰ	2
漢文学概説Ⅱ	2
日本史概論A	2
日本史概論B	2
計	20

選択科目	
授業科目	単位数
日本文学演習A	4
日本文学演習B	4
日本文学演習C	4
日本文学講読A	2
日本文学講読B	2
日本文学史A	2
日本文学史B	2
日本文学特殊講義	2
漢文学演習	4
漢文学講読A	2
漢文学講読B	2
漢文学特殊講義	2
国語史Ⅰ	2
国語史Ⅱ	2
国語学講読A	2
国語学講読B	2
国語学特殊講義	2
文芸創作基礎A	4

文芸創作基礎B	4
文芸創作展開A	4
文芸創作展開B	4
文芸創作展開C	4
文芸論A	2
文芸論B	2
国語表現法	2
文章表現法	2
プレゼンテーション I	2
プレゼンテーション II	2
日本語基礎	2
アイヌ伝承(伝承文学特殊講義) I	2
アイヌ伝承(伝承文学特殊講義) II	2
書道A	2
書道B	2
宗教学A	2
宗教学B	2
神道概論A	2
神道概論B	2
考古学A	2
考古学B	2
史料講読	2
史学導入演習 I	2
史学導入演習 II	2
史学入門A	2
史学入門B	2
史学演習A	2
史学演習B	2
日本史特論	2
史学特論	2
国語学概説 I	2
国語学概説 II	2
神道学・宗教学演習A	2
神道学・宗教学演習B	2
古典語の基礎A	2
古典語の基礎B	2
日本のサブカルチャー	2
計	128

(2) 総合教養学科

必修科目	
授業科目	単位数
英語リーディング演習A	2
英語リーディング演習B	2
イングリッシュライティングA	2
イングリッシュライティングB	2
英語コミュニケーションA—I	2
英語コミュニケーションA—II	2

ゼミナールⅠ	2
ゼミナールⅡ	2
総合教養	2
計	18

選択科目	
授業科目	単位数
英語基礎演習	2
エクステンシブリーディング	2
英語リーディング演習C	2
英語コミュニケーションB	2
英語コミュニケーションC	2
英文法	2
英米文学概論	2
日英語比較論	2
異文化間コミュニケーション論	2
海外事情	2
英米の文化	2
英語表現法	2
言語学概論	2
TOEIC Bridge	2
西洋思想史	2
西洋哲学史A	2
西洋哲学史B	2
哲学基礎演習	2
法学入門	2
公法入門	2
憲法A	2
憲法B	2
刑事法入門	2
刑法A	2
刑法B	2
民事法入門	2
民法A	2
民法B	2
日本の経済	2
経済理論入門	2
世界経済入門	2
経済史入門	2
統計入門	2
経済経営数学入門	2
経営入門	2
会計入門	2
現代日本経済	2
簿記の基礎	2
経済基礎演習	2
倫理学A	2
倫理学B	2

企業研究	2
美学・美術史	2
まちづくり I	2
まちづくり II	2
計	90

(3) 幼児・児童教育学科

必修科目	
授業科目	単位数
教師論	2
教育課程論	2
教育原理	2
教育方法論	2
計	8

選択科目	
授業科目	単位数
社会福祉	2
教育相談	2
教職実践演習	2
保育制度論	2
保育地域活動論	1
保育内容総論	1
総合的な学習の時間	2
生徒指導とキャリア教育の基礎	2
幼児理解と教育相談の基礎	2
子ども家庭福祉	2
社会的養護 I	2
教育心理学	2
発達心理学 I	1
国語科指導法	2
社会科指導法	2
算数科指導法	2
理科指導法	2
生活科指導法	2
音楽科指導法	2
図工科指導法	2
家庭科指導法	2
体育科指導法	2
外国語指導法	2
道徳教育論	2
特別活動論	2
人間開発基礎論	2
生理学	2
日本の伝統文化	2
運動学	2
野外実習	1
保育内容(健康)	1

保育内容(人間関係)	1
保育内容(環境)	1
保育内容(言葉)	1
保育内容(表現)	1
保育内容(保育英語A)	1
保育内容(保育英語B)	1
国語概説	2
社会概説	2
算数概説	2
理科概説	2
英語概説	2
書写	1
生活概説	1
家庭(家族)概説	1
音楽の基礎	1
造形の基礎	1
総合表現 I	1
総合表現 II	1
ピアノ実技 I	1
ピアノ実技 II	1
音楽表現 I	1
音楽表現 II	1
造形表現 I	1
造形表現 II	1
子どもの保健	2
子どもの健康と安全	1
子どもの食と栄養	2
子ども家庭支援論	2
社会的養護 II	1
乳児保育 I	2
乳児保育 II	1
子育て支援	1
発達心理学 II	2
臨床心理学	1
生徒指導	2
教育法規	2
教育社会学	2
介護等体験	2
ゼミナールA	2
ゼミナールB	2
幼稚園教育実習	5
小学校教育実習 I	1
小学校教育実習 II	4
幼稚園副免実習	2
保育実習 I	4
保育実習指導 I	2
保育実習 II	2
保育実習指導 II	1

保育実習Ⅲ	2
保育実習指導Ⅲ	1
特別支援教育論	2
子どもと音楽表現	1
子どもと環境	1
子どもと健康	1
子どもと造形表現Ⅰ	1
子どもと造形表現Ⅱ	1
子どもと言葉	2
ICT教育活用論	1
計	147

### 3. 資格取得科目

#### (1) 教職課程(国文学科・総合教養学科共通)

必修科目		
授業科目	単位数	備考
教職入門	2	
教育原理	2	
教育心理	2	
教育行政学	2	
教育課程論	2	
国語科教育方法	2	
英語科教育方法	2	
道徳教育論	2	
教育方法論	2	
生徒指導	2	
教育相談	2	
教職実践演習(中学校)	2	
教育実習Ⅰ	1	
教育実習Ⅱ	4	
総合的な学習の時間と特別活動の指導法	2	
進路指導とキャリア教育の基礎	2	
特別支援教育論	2	
介護等体験	2	
ICT教育の理論と方法	1	
計	38	

選択科目		
授業科目	単位数	備考
教育史	2	
計	2	

#### (2) 図書館司書課程(各学科共通)

必修科目	
授業科目	単位数
生涯学習概論	2
図書館概論	2

図書館情報技術論	2
図書館制度・経営論	2
図書館サービス概論	2
情報サービス論	2
情報サービス演習Ⅰ	2
情報サービス演習Ⅱ	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
情報資源組織演習Ⅰ	2
情報資源組織演習Ⅱ	2
児童サービス論	2
計	26

選 択 科 目		
授業科目	単位数	備 考
図書・図書館史	1	
図書館基礎特論	1	
図書館サービス特論	1	
図書館情報資源特論	1	
図書館施設論	1	
図書館総合演習	1	
図書館実習	1	
計	7	

(3) 学校図書館司書教諭

削除

(4) 秘書士

削除

(5) ビジネス実務士(国文学科・総合教養学科共通)

必 修 科 目	
授業科目	単位数
ビジネス実務総論	2
ビジネス実務演習	2
会計学	2
計	6

選 抹 科 目	
授業科目	単位数
インターンシップ	2
情報基礎	2
情報デザインA	2
オフィス実務	1
職場の人間関係	2

会社経営の基礎	2
コンピュータと情報	2
情報処理論Ⅰ	2
経済学	2
国語表現法B	2
海外事情	2
社会福祉	2
職業論	2
計	25

(6) 情報処理士(国文学科・総合教養学科共通)

必修科目	
授業科目	単位数
情報処理論Ⅰ	2
ビジネス実務総論	2
情報基礎	2
計	6

選択科目	
授業科目	単位数
コンピュータと情報	2
情報デザインA	2
情報デザインB	2
情報処理論Ⅱ	2
ビジネス実務演習	2
インターンシップ	2
会社経営の基礎	2
会計学	2
職場の人間関係	2
職業論	2
オフィス実務	1
計	21

(7) レクリエーション・インストラクター

(各学科共通)

必修科目	
授業科目	単位数
レクリエーション理論	2
レクリエーション実技	2
スポーツ演習A	1
スポーツ演習B	1
レクリエーション現場実習	1
計	7

(8) 準学校心理士

(各学科共通)

選択科目		
授業科目	単位数	備考

教育心理学	2	このうち3科目 6単位以上
教育心理	2	
発達心理学Ⅰ	1	
幼児理解と教育相談の基礎	2	
教育相談	2	
特別支援教育論	2	
計	11	

別表(第42条関係)

(単位：円)

区分	初年度	第2年次以降
入学金	180,000	
授業料	国文学科、総合教養学科 760,000	760,000
	幼児・児童教育学科 790,000	790,000
施設設備費	180,000	180,000
維持運営費	10,000	10,000

備考 中学校教諭2種免許状、小学校教諭2種免許状、幼稚園教諭2種免許状、保育士、図書館司書、ビジネス実務士、情報処理士、レクリエーション・インストラクター又は准学校心理士の資格を得ようとする者は、それぞれ所定の課程費及び実習費等を納入しなければならない。